

令和7年度「橋本市創業支援資金利子補給補助金」

申請書類チェックシート

【留意事項】

各種添付書類の発行に手数料がかかります。

申請の際には補助の対象であるか、各種手数料が補助金を上回っていないか事前に必ずご確認ください。

手数料の返還や補助金への上乗せ等はできませんのであらかじめご了承ください。

申請書類		チェック
1	創業支援資金利子補給補助金交付申請書（様式第1号） ※1つの融資につき1枚ずつ必要です。	☐
2	誓約書（様式第1号の2） ※1つの融資につき1枚ずつ必要です。	☐
3	【金融機関の方】融資金融機関利子支払証明書（様式第2号） ※取引金融機関に証明書の発行を依頼してください。手数料は金融機関により異なります。 ※1つの融資につき1枚ずつ必要です。 【日本政策公庫の方】返済状況証明書交付願（様式第3号） ※1つの融資につき1枚ずつ必要です。	☐
4	【個人事業者】住民票（市で発行しています） 【法人】登記事項証明書（法務局で発行しています） ※住民票の発行には、マイナンバーカードをお持ちの方は全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で300円、窓口では300円の発行手数料が必要です。同一世帯でない場合は、委任状が必要です。 ※住民票の「世帯主」「本籍」「筆頭者」欄は、記載事項省略で構いません。 ※登記事項証明書の窓口発行には600円必要です。 <u>※複数のご融資をご利用の方は、原本1部+コピーをご提出ください。</u>	☐
5	市税完納証明書 ※市役所の税務課窓口で発行しています。発行手数料は200円です。発行の際には、本人確認書類が必要です。また、代理人が申請する場合は委任状が必要です。 <u>※複数のご融資をご利用の方は、原本1部+コピーをご提出ください。</u>	☐
6	金融機関との金銭消費貸借契約書の写し	☐
7	金融機関に提出した創業計画書の写し	☐
8	事業開始日がわかる書類	☐
9	金融機関が発行する取引明細書の写し ※補助金額算定にあたりまして、下記の記載が必要になります。 ・借入者の氏名 ・令和7年1月～12月に支払った利子の金額 ・融資日 ・初回返済日 ・利子率 ※コピーを添付して下さい。（コピー機は市役所入り口付近にもあります）	☐